

## 公立高等学校入学者選抜制度の改善の取組について（中間報告）

- 1 広島県教育委員会は、令和 4 年度に実施（現小学校 6 年生が該当）する公立高等学校入学者選抜からの実施を目指し、制度の改善に取り組んでいる。

これまでの取組としては、令和元年 7 月に、県内すべての公立の中学校・高等学校、特別支援学校の校長を対象としたアンケートを実施し、その結果を踏まえ、同年 9 月に「公立高等学校入学者選抜制度の改善について（素案）」を公開し、県民からの意見募集を経て、同年 12 月に広島県教育委員会議において別紙「公立高等学校入学者選抜制度の改善」のとおり決定された。

- 2 広島県内の公立高等学校の入学者選抜は、県立のほか、広島・呉・尾道・福山市立においても、同じ制度で行っており、いずれも、広島県教育委員会議で決定された「公立高等学校入学者選抜制度の改善」に準じて対応することとしている。

- 3 本市教育委員会においては、令和 4 年度に実施する市立高等学校入学者選抜に向けて、令和 3 年度末までに、広島県教育委員会、市立の中学校・高等学校、特別支援学校の校長等と協議しながら、学力検査や調査書等の内容とそれらの比重、選抜の実施時期等、具体的な内容を検討することとしている。その上で、令和 4 年 6 月の本市教育委員会議において、「広島市立高等学校入学者選抜の基本方針」を提案する予定である。

## 公立高等学校入学者選抜制度の改善

### 1 改善の視点

本県において、生徒が自ら課題を発見し、解決していく能力を培うなど「主体的な学び」を促す教育活動（学びの変革）に取り組んでいることや、新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向けた入学者選抜の質的改善を図る必要があること（平成31年3月文部科学省通知）などを踏まえ、「広島県の15歳の生徒にどのような力を付けさせたいか」という観点から改善を行う。

〔広島県の15歳の生徒に付けさせたい力〕

- ・ 自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力

### 2 改善の主な内容

- 各高等学校・学科の特色に応じた入学者選抜の充実を図るとともに、中学生の一層の主体的な学校選択を実現するため、全ての高等学校・学科において、教育目標（スクールポリシー）や育てたい生徒像、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）などを明確に示す。
- 中学校及び高等学校における授業時数の確保などにより、各学校の教育の充実を図るため、高等学校入学者選抜を「一次選抜」と「二次選抜」の2回とし、入学者選抜に係る期間を短縮する。

#### (1) 選抜の内容

##### ア 一次選抜

- ・ 全ての高等学校・学科において、学力検査の実施及び調査書の活用による入学者選抜を実施する。学校・学科ごとに、独自検査の実施を可能とする。
- ・ 全ての高等学校・学科において、受検者全員に「自己表現カード」を作成させ、当該カードを活用した「自己表現」を実施する。
- ・ 学力検査、調査書及び自己表現の比重は、次の割合を基本とし、学力検査における傾斜配点を可能とする。  
学力検査：調査書：自己表現 = 6：2：2
- ・ 高等学校・学科ごとに、入学定員の一部において、学力検査や調査書等の比重の設定、学力検査における活用教科の設定、調査書における活用教科の設定や傾斜配点を可能とする。

##### イ 二次選抜

- ・ 「一次選抜」の合格者が入学定員に満たなかった高等学校・学科において、その特色を踏まえて、入学者選抜を実施する。

#### (2) 調査書

ア 中学校において作成する調査書については、次のとおりとする。

- ・ 記載内容：志望校等、氏名、性別、学習の記録（評定）、特記事項
- ・ 対象学年：第1学年から第3学年まで

イ 学習の記録（評定）における学年間の比重は、次のとおりとする。

- ・ 第1学年：第2学年：第3学年 = 1：1：3

### 3 実施時期

制度の改善については、令和5年度入学者選抜から実施する。